

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

1 改正の内容

出生サポート休暇を新設する。(第十五条)

2 新旧対照表

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成十年三月文京区条例第四号)

改正後(案)	現行
<p>第一条から第十四条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要する者に限る。) 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看</p>	<p>第一条から第十四条 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要する者に限る。) 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護</p>

<p>護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条から第十九条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</u></p>	<p>休暇</p> <p>二 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産協力休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条から第十九条 (略)</p>
--	--